

令和2年度第1四半期における専決処理について

令和2年9月9日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和2年度第1四半期における専決処理案件は合計118件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係(113件)**(1) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 16件 (別表1~16)**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の試験研究用等原子炉施設に係る保安規定の変更認可(別表1)

(2) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 53件

(別表17~69)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設の核物質防護規定の変更認可(別表18)

(3) 廃止措置計画の変更の認可関係 1件 (別表70)

例：日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画の変更の認可(別表70)

(4) 核燃料物質の使用の変更の許可関係 2件 (別表71~72)

例：日本核燃料開発株式会社における核燃料物質の使用の変更の許可(別表71)

(5) 核燃料物質の使用者に係る合併の認可関係 1件 (別表73)

例：アリス東亜DKK株式会社及び東亜ディーケーケー株式会社における核燃料物質の使用施設に係る合併の認可(別表73)

(6) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 1件(別表74)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所使用施設等における保安規定の変更の認可(別表74)

(7) 核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 8件

(別表75~82)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可(別表76)

(8) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 28 件

(別表 83~110)

例：カガミクリスタル株式会社つくば工場の計量管理規定の変更認可 (別表 83)

(9) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 3 件 (別表 111~113)

例：破損燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置に係る実施計画の変更認可 (別表 111)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (5 件)

(10) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 5 件

(別表 114~118)

例：成田病院の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可 (別表 114)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○平成30年6月1日付け(令和元年12月26日及び令和2年3月17日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)の放射性廃棄物の廃棄施設において保管廃棄物の健全性確認等を行うため、(1)保管廃棄施設・Lの廃棄物パッケージ等の健全性確認の追加、(2)廃棄物パッケージ等の取り出し及び運搬の実施者の変更、(3)品質保証活動のうち予防処置として実施する事項の追加に関することについて、保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保管廃棄物の取扱い(廃棄物パッケージの外観、内部の確認等)に必要な事項が定められていること等を確認したことから、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和2年5月15日に認可。	研究炉等審査部門
2			学校法人立教学院立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定の変更の認可について	○令和2年1月21日付け(令和2年3月25日及び令和2年6月5日付けで一部補正)で、学校法人立教学院から、既設機器の交換に係る機能維持に係る変更を反映させるため、(1)既設機器の交換に係る機能維持及び立教大学原子力研究所内手続きに関する規定の見直し、(2)既設機器の部品の交換に係る研究所内手続きに関する規定の見直し、(3)記載の適正化に関することについて、立教大学原子力研究所(横須賀市)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、施設の維持管理が適切に行われるために必要な事項が定められていること等を確認したことから、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	研究炉等審査部門
3		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年2月27日付け(令和2年5月1日付け及び令和2年5月25日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年5月26日に認可。	実用炉審査部門
4			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和2年2月27日付け(令和2年5月1日付け及び令和2年5月25日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う福島第二原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年5月26日に認可。	実用炉審査部門
5			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年2月27日付け(令和2年4月24日付け及び令和2年5月25日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う美浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年5月26日に認可。	実用炉審査部門

6	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年2月27日付け(令和2年4月24日付け及び令和2年5月25日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年5月26日に認可。	実用炉審査部門
7	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年2月27日付け(令和2年4月24日付け及び令和2年5月25日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年5月26日に認可。	実用炉審査部門
8	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和2年2月27日付け(令和2年4月24日付け及び令和2年6月2日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う浜岡原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年6月3日に認可。	実用炉審査部門
9	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和元年12月26日付け(令和2年3月12日付け及び令和2年5月27日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、大飯発電所3号炉及び4号炉の緊急時対策所機能の移行等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置について、緊急時対策所機能の移行に伴う変更が適切に反映されていること等を確認。 ○令和2年6月3日に認可。	実用炉審査部門
10	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年1月30日付け(令和2年2月25日付け、令和2年3月19日付け及び令和2年6月4日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、大飯発電所3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、有毒ガス発生時に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する社内標準を整備すること等を確認。 ○令和2年6月11日に認可。	実用炉審査部門
11	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年4月21日付け(令和2年6月12日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、組織改正による職務内容の変更に伴う美浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和2年6月19日に認可。	実用炉審査部門
12	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年4月21日付け(令和2年6月12日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、組織改正による職務内容の変更に伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和2年6月19日に認可。	実用炉審査部門

13		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年4月21日付け(令和2年6月12日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、組織改正による職務内容の変更に伴う大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和2年6月19日に認可。	実用炉審査部門
14		日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の保安規定の変更の認可(模擬燃料体の部分装荷)について	○令和元年7月22日付け(令和元年11月13日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖炉もんじゅにおける模擬燃料体の部分装荷に係る保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、当該変更が、模擬燃料体を一部装荷しないこととする廃止措置計画の変更に伴うものであり、燃料体取出し作業を実施する前に担当課長が、廃止措置計画に定める位置に模擬燃料体を装荷することを確認することとしていること等を確認したことから、審査の考え方における「廃止措置の実施の管理について、必要な事項が定められていること」を満たしていること等を確認。 ○令和2年5月29日に認可。	研究炉等審査部門
15	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更の認可(廃止措置推進室の設置)について	○令和2年5月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)(以下「東海再処理施設」という。)における廃止措置推進室の設置等に係る保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、当該変更が、東海再処理施設に、「廃止措置推進室」を新設するものであり、廃止措置推進室が、東海再処理施設の廃止措置に関する基本方針、全体スケジュール及び許認可方針の策定等を統括すること、廃止措置推進室長が、①再処理施設の廃止措置に関する全体計画及び工程管理に係る業務、②再処理施設の廃止措置計画の変更及び変更の調整に係る業務などの保安業務を行うことが定められていること等を確認したことから、審査の考え方における「事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること」を満たしていること等を確認。 ○令和2年6月23日に認可。	研究炉等審査部門
16	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和元年12月20日付け(令和2年3月27日付け及び令和2年4月1日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、第二種廃棄物埋設事業規則に基づく、放射性廃棄物の受入れの基準の反映に伴う濃縮・埋設事業所(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、同規則に定める埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることを確認するための受入れの基準が適切に定められており、審査基準に照らして、災害の防止上支障のないものであることを確認。 ○令和2年4月27日に認可。	核燃料施設審査部門
17	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設(鏡野町))	○令和2年1月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

18	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 日本原子力研究開発機構 形峠環境技術センター核燃料物質加工施設(鏡野町))	○令和2年1月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月30日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設(東海村))	○令和元年12月24日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 日本原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設(東海村))	○令和元年12月24日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年5月7日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(学校法人近畿大学原子力研究所試験研究用等原子炉施設(東大阪市))	○令和2年2月28日付けで、近畿大学原子力研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(学校法人近畿大学原子力研究所試験研究用等原子炉施設(東大阪市))	○令和2年2月28日付けで、近畿大学原子力研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月18日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)試験研究用等原子炉施設(大洗町))	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

24	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)試験研究用等原子炉施設(大洗町))	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)試験研究用等原子炉施設(大洗町))	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)試験研究用等原子炉施設(大洗町))	○令和2年2月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設(東海村))	○令和2年2月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設(東海村))	○令和2年2月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成27年12月17日付け(令和元年9月13日付け補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成27年12月17日付け(令和元年9月13日付け補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月1日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和元年12月10日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和元年12月10日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年12月16日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年12月16日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年12月18日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

36	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年12月18日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年12月26日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年12月26日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年1月21日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年1月21日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年12月13日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

42	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年12月13日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年1月29日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
44	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年1月29日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
45	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年2月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
46	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年2月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
47	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年1月27日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

48	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年1月27日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月30日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
49	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年3月13日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
50	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年3月13日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月30日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
51	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成30年12月25日付け(令和2年1月21日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
52	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成30年12月25日付け(令和2年1月21日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年5月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
53	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年3月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

54	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年3月10日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
55	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年3月10日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
56	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年3月10日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
57	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和2年3月18日付で、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
58	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和2年3月18日付で、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
59	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和2年3月10日付で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

60	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和2年3月10日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
61	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和元年12月26日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
62	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和元年12月26日付け(令和2年3月27日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
63	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和元年12月26日付け(令和2年3月27日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
64	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年6月7日付け(令和元年12月20日付け補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
65	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年6月7日付け(令和元年12月20日付け補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

66	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年4月7日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
67	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年4月7日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
68	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年4月3日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
69	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年4月3日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月23日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
70	廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画の変更認可(模擬燃料体の部分装荷)について ○令和元年7月22日付け(令和元年11月13日及び令和2年4月24日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖炉もんじゅにおける模擬燃料体の部分装荷に係る廃止措置計画変更認可申請あり。 ○審査の結果、①当該変更が、燃料体の取出し作業において、炉心の燃料体を取り出した後に装荷する模擬燃料体を一部装荷しないこととする変更であること、②炉心の370箇所の装荷位置のうち、格子状に246カ所に模擬燃料体を装荷すること、③部分装荷した際の地震に対する影響について、地震時の炉心における燃料体の挙動の解析を行い、燃料体の変形しないなど、炉心における燃料体の健全性が維持され、燃料取り出し作業に影響がないこと等を確認したことから、当該変更が研開炉規則第114条第2項に定める認可の基準に適合していることを確認。 ○令和2年5月29日に認可。	研究炉等審査部門

71	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(日本核燃料開発株式会社)	○令和元年11月28日付け(令和2年2月10日付けで一部補正)で、日本核燃料開発株式会社から、日本核燃料開発株式会社(大洗町)における核燃料物質の種類、数量及び設備等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、新たに追加する核燃料物質の使用に係る閉じ込め機能、遮蔽等は、既許可の設計を維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年4月24日に許可。	研究炉等審査部門
72			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和元年7月31日付け(令和2年1月17日及び令和2年3月19日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)におけるデブリ模擬体の試料を封入した燃料試料挿入管の作成及び研究内容の進展に伴う使用目的の変更に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等は既許可の設計が維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年5月1日に許可。	研究炉等審査部門
73	核燃料物質の使用者に係る合併の認可関係	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用施設に係る合併の認可について(東亜ディーケーケー株式会社 狭山テクニカルセンター(狭山市))	○令和2年3月26日付け(令和2年6月5日付けで一部補正)で、アリス東亜DKK株式会社及び東亜ディーケーケー株式会社から、合併認可申請あり。この申請は、核燃料物質の使用者であるアリス東亜DKK株式会社が東亜ディーケーケー株式会社に吸収合併されることに伴い、使用者の地位をアリス東亜DKK株式会社から東亜ディーケーケー株式会社へ承継するもの。 ○審査の結果、使用施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないことや、既許可の保管廃棄室で核燃料物質の保管廃棄を継続し、アリス東亜DKK株式会社の組織、人員等を承継して承継前と同様の管理体制を構築すること等から核燃料物質の使用に必要な技術的能力を有していること等を確認。 ○令和2年6月24日に認可。	研究炉等審査部門
74	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和元年12月26日付け(令和2年3月17日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における保管廃棄する廃棄物パッケージ等の健全性確認の方法等の追加に係る保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、健全性確認を行うに当たっては、作業要領書を定めるとしていること、容器の点検の結果、異常と認めた場合には、通常の状態へ復旧させる措置を講じていることから、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和2年5月15日に認可。	研究炉等審査部門
75	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力環境技術センター核燃料物質使用施設等(鏡野町))	○令和2年2月3日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

76	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等(鏡野町))	○令和2年2月3日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年4月30日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
77	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等(東海村))	○令和元年12月24日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
78	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等(東海村))	○令和元年12月24日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年5月7日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
79	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(学校法人近畿大学 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等(東大阪市))	○令和2年2月28日付けで、近畿大学原子力研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
80	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(学校法人近畿大学 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等(東大阪市))	○令和2年2月28日付けで、近畿大学原子力研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請及び補正申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月18日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
81	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等(東海村))	○令和2年2月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

82		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等(東海村))	○令和2年2月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年6月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
83	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更の認可について(カガミクリスタル株式会社つくば工場)	○令和元年11月29日付けで、カガミクリスタル株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴うつくば工場(龍ヶ崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月1日に認可。	保障措置室
84			計量管理規定の変更の認可について(三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所)	○令和元年12月16日付けで、三菱マテリアル株式会社から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴うエネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所(那珂市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月1日に認可。	保障措置室
85			計量管理規定の変更の認可について(日本電子株式会社本社・昭島製作所)	○令和2年1月6日付けで、日本電子株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う本社・昭島製作所(昭島市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月1日に認可。	保障措置室
86			計量管理規定の変更の認可について(浪速金液株式会社)	○令和2年1月21日付けで、浪速金液株式会社(名古屋市中区)から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月16日に認可。	保障措置室
87			計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人筑波大学アイソトープ環境動態研究センター)	○令和2年2月3日付けで、国立大学法人筑波大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴うアイソトープ環境動態研究センター(つくば市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月20日に承認。	保障措置室
88			計量管理規定の変更の認可について(日本冶金工業株式会社川崎製造所)	○令和2年1月23日付けで、日本冶金工業株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う川崎製造所(川崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月20日に認可。	保障措置室

89	計量管理規定の変更の認可について(住友電気工業株式会社大阪製作所)	○令和2年1月27日付で、住友電気工業株式会社から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う大阪製作所(大阪市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月20日に認可。	保障措置室
90	計量管理規定の変更の認可について(花輪鉱山株式会社)	○令和2年1月29日付で、花輪鉱山株式会社(八幡平市)から、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月20日に認可。	保障措置室
91	計量管理規定の変更の認可について(公益財団法人環境科学技術研究所全天候型人工気象実験施設)	○令和2年1月29日付で、公益財団法人環境科学技術研究所から、事業所名称の変更等に伴う全天候型人工気象実験施設(六ヶ所村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年4月20日に認可。	保障措置室
92	計量管理規定の変更の認可について(新潟県立教育センター)	○令和2年1月31日付で、新潟県から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う新潟県立教育センター(新潟市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年5月15日に認可。	保障措置室
93	計量管理規定の変更の認可について(株式会社リガク東京工場)	○令和2年2月3日付で、株式会社リガクから、計量管理責任者の変更等に伴う東京工場(昭島市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年5月15日に認可。	保障措置室
94	計量管理規定の変更の認可について(三菱電機株式会社通信機製作所)	○令和2年3月2日付で、三菱電機株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う通信機製作所(尼崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月1日に認可。	保障措置室
95	計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人山梨大学総合分析実験センター)	○令和2年2月28日付で、国立大学法人山梨大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う総合分析実験センター(中央市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月9日に承認。	保障措置室
96	計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人名古屋大学工学部・工学研究科)	○令和2年2月25日付で、国立大学法人名古屋大学から、法人名称の変更等に伴う工学部・工学研究科(名古屋市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、法人名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月19日に承認。	保障措置室

97	計量管理規定の変更の認可について（アリス東亜DKK株式会社入曽工場）	○令和2年3月12日付で、アリス東亜DKK株式会社から、事業所名称の変更等に伴う入曽工場（狹山市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月23日に認可。	保障措置室
98	計量管理規定の変更の認可について（ニュークリア・デベロップメント株式会社管理部大宮管理室）	○令和2年3月17日付で、ニュークリア・デベロップメント株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う管理部大宮管理室（さいたま市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月23日に認可。	保障措置室
99	計量管理規定の変更の認可について（株式会社日本触媒姫路製造所）	○令和2年3月27日付で、株式会社日本触媒から、計量管理責任者の適正化等に伴う姫路製造所（姫路市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月23日に認可。	保障措置室
100	計量管理規定の変更の認可について（東北電力株式会社女川原子力発電所）	○令和2年4月17日付で、東北電力株式会社から、法令改正の適用及び女川原子力発電所第1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加に伴う女川原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法令改正の適用及び女川原子力発電所第1号機の廃止に伴う使用済燃料プール内保管新燃料の搬出経路の追加に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月23日に認可。	保障措置室
101	計量管理規定の変更の認可について（日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区）	○令和2年4月1日付で、日本製鉄株式会社から、事業所名称の変更等に伴う九州製鉄所八幡地区（北九州市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月24日に認可。	保障措置室
102	計量管理規定の変更の認可について（日本電気株式会社府中事業場）	○令和2年4月20日付で、日本電気株式会社から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う府中事業場（府中市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月24日に認可。	保障措置室
103	計量管理規定の変更の認可について（日本メジフィジックス株式会社千葉工場）	○令和2年5月22日付で、日本メジフィジックス株式会社から、計量管理責任者の適正化等に伴う千葉工場（袖ヶ浦市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月24日に認可。	保障措置室

104	計量管理規定の変更の認可について（株式会社GSユアサ産業電池電源事業部電源システム生産本部ライティング製造部）	○令和2年2月27日付で、株式会社GSユアサから、組織変更による事業所名称の変更に伴う産業電池電源事業部電源システム生産本部ライティング製造部（京都市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織変更による事業所名称の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室
105	計量管理規定の変更の認可について（日本カーリット株式会社群馬工場）	○令和2年3月16日付で、日本カーリット株式会社から、計量管理責任者の適正化等に伴う群馬工場（渋川市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室
106	計量管理規定の変更の認可について（日本メジフィジックス株式会社兵庫工場）	○令和2年4月15日付で、日本メジフィジックス株式会社から、計量管理責任者の適正化等に伴う兵庫工場（三田市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室
107	計量管理規定の変更の認可について（石塚硝子株式会社本社・岩倉工場）	○令和2年4月20日付で、石塚硝子株式会社から、組織変更による計量管理責任者の名称及び計量管理担当者の名称の変更に伴う本社・岩倉工場（岩倉市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織変更による計量管理責任者の名称及び計量管理担当者の名称の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室
108	計量管理規定の変更の認可について（株式会社住田光学ガラス浦和工場）	○令和2年4月28日付で、株式会社住田光学ガラスから、法人名の変更等に伴う浦和工場（さいたま市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法人名の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室
109	計量管理規定の変更の認可について（太陽誘電株式会社R&Dセンター）	○令和2年5月15日付で、太陽誘電株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴うR&Dセンター（高崎市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室
110	計量管理規定の変更の認可について（三菱瓦斯化学株式会社新潟研究所）	○令和2年6月2日付で、三菱瓦斯化学株式会社から、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う新潟研究所（新潟市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点（KMP）の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年6月26日に認可。	保障措置室

111	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年7月11日付け(令和2年3月30日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、破損燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、破損燃料を収納缶及び貯蔵ラックに収納した場合において保守的に評価した場合においても未臨界が保たれること、新たに設置する貯蔵ラックについて十分な遮蔽水深が確保されること、新たに設置する貯蔵ラックについて要求される耐震性が確保されること等を確認。</p> <p>○令和2年4月7日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
112			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○平成30年11月30日付け(平成31年3月8日付け、令和元年7月31日付け、令和2年4月3日付け、令和2年4月13日付け及び令和2年5月13日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、大型廃棄物保管庫の設置に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、大型廃棄物保管庫は使用済吸着塔が保管されることから水の放射性分解により生じる水素が滞留しない設計となっていること、建屋が地震等の自然現象を考慮した設計となっていること、当該設備を運営する上で必要な保安措置が講じられること等を確認。</p> <p>○令和2年5月27日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
113			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年3月12日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、2021年度までの放射性固体廃棄物等の保管量及び保管容量の反映に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、2021年度までの放射性固体廃棄物等の発生量予測の更新について、2021年度まで放射性固体廃棄物等の保管容量が確保されること及び2022年度以降についても放射性固体廃棄物等の保管容量を確保するための措置が実施されることを確認。</p> <p>○令和2年6月16日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
114	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可について(成田病院)	○令和元年12月27日付けで、学校法人国際医療福祉大学から成田病院(成田市)の放射性同位元素(密封線源:Ge)の使用及び放射線発生装置(直線加速器2台)の新規設置について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年4月6日に許可。	放射線規制部門
115			放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可について(京都府立医科大学附属北部医療センター)	○令和2年2月5日付けで、京都府公立大学法人から京都府立医科大学附属北部医療センター(与謝野町)の放射性同位元素(密封線源:Ge)の使用及び放射線発生装置(直線加速器1台)の新規設置について使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年5月7日に許可。	放射線規制部門
116			放射線発生装置の使用許可について(四輪事業本部ものづくりセンター生産技術統括部)	○令和2年4月13日付けで、本田技研工業株式会社から四輪事業本部ものづくりセンター生産技術統括部(芳賀町)の放射線発生装置(非破壊検査用直線加速装置1台)の新規設置等について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年6月18日に許可。	放射線規制部門
117		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	許可使用に係る変更許可について(株式会社東レリサーチセンター研究部門)	○令和2年2月21日付けで、株式会社東レリサーチセンターから材料の研究のため、研究部門(大津市)が使用している現在の密封線源に加え、放射線発生装置(ファン・デ・グラーフ型加速装置)1台の設置及び同装置の設置に伴う管理区域の見直しについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年6月10日に許可。	放射線規制部門
118		許可使用に係る変更許可について(鳥取赤十字病院)	○令和2年3月17日付で、日本赤十字社から、鳥取赤十字病院(鳥取市)の放射線発生装置(直線加速器)を1台追加し、2台とすることについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年6月22日に許可。	放射線規制部門	